

第3章 地域医療の推進

第1 地域医療の確保

1 休日医療の確保

(1) 休日診療（昼間診療・準夜診療）

休日における急病患者的の医療を確保するため、地区医師会の協力を得て応急的な医療体制を確立し、区民の利便に供している。

月別利用状況

	実施日数	合計	取扱件数					
			昼間診療			準夜診療		
			当番医	協力医	計	当番医	協力医	計
平成29年度	72	10,398	8,952	-	8,952	1,446	-	1,446
平成30年度	73	10,081	8,635	-	8,635	1,446	-	1,446
令和元年度	76	9,989	8,651	-	8,651	1,338	-	1,338
令和2年度	72	3,242	2,814	-	2,814	428	-	428
令和3年度	72	4,464	3,937	-	3,937	527	-	527
4月	5	208	179	-	179	29	-	29
5月	8	485	452	-	452	33	-	33
6月	4	184	171	-	171	13	-	13
7月	6	488	425	-	425	63	-	63
8月	6	445	378	-	378	67	-	67
9月	6	284	234	-	234	50	-	50
10月	5	196	176	-	176	20	-	20
11月	6	297	255	-	255	42	-	42
12月	7	522	475	-	475	47	-	47
1月	8	716	637	-	637	79	-	79
2月	6	337	305	-	305	32	-	32
3月	5	302	250	-	250	52	-	52

(注) 昼間診療時間（午前9時～午後5時）1休日4施設、準夜診療時間（午後5時～午後10時）1休日2施設で、在宅輪番方式により実施している。

(2) 休日歯科応急診療

休日における急病患者的の医療を確保するため、地区歯科医師会の協力を得て応急的な医療体制を確立し、区民の利便に供している。

月別利用状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施日数	72	73	76	72	72	5	8	4	6	6	6	5	6	7	8	6	5
取扱件数	501	497	630	462	469	48	85	17	23	26	30	16	27	83	63	21	30

(注) 診療時間（午前9時～午後5時）1休日2施設で在宅輪番方式により実施している。

(3) 休日調剤薬局

休日における急病患者に対する調剤応需体制を確立することにより、区民の利便に供している。

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
		72	73	76	72	72	5	8	4	6	6	6	5	6	7	8	6	5
取扱 件数	合計	9,058	7,207	8,801	3,307	4,490	220	468	176	528	348	414	130	364	597	746	282	217
	昼間	7,299	6,028	7,400	2,847	3,909	181	412	153	469	278	385	106	316	527	677	235	170
	準夜間	1,759	1,179	1,401	460	581	39	56	23	59	70	29	24	48	70	69	47	47

(注) 昼間開局時間（午前9時～午後5時） 1休日4施設、準夜間（午後5時～午後10時）
1休日2施設で在宅輪番方式により実施している。

2 平日準夜間小児初期救急診療事業

地域による小児医療体制の充実を図り、子育て支援環境を整備するために、地区医師会及び都立大塚病院の協力を得て平日準夜間帯の小児の救急患者に対する初期救急診療所を都立大塚病院内に豊島区と共同で開設し、診療事業を実施している。

	実施日数	患者延べ数
令和元年度（10月開設）	119	271
令和2年度	242	258
令和3年度	241	342

3 地域医療相談

患者やその家族から区内の診療所等に関する相談・苦情に応じ、自ら解決するための助言等を行うことを目的として、平成20年9月に「患者の声相談窓口」を開設した。現在、平日の9時～17時の時間帯に看護師が電話相談を基本とした相談事業を行っている。

		総 数	診 療 所	歯 科 診 療 所	薬 局	施 術 所	病 院	そ の 他	な し	不 明
平成29年度		338	165	37	8	5	103	12	5	3
平成30年度		321	175	35	9	6	80	16	-	-
令和元年度		233	121	25	6	3	69	8	1	-
令和2年度		207	92	25	1	1	51	30	4	3
令和3年度		233	112	31	2	-	49	14	14	11
1 医療行為・ 医療内容	1 治療・看護の内容・技術	26	5	15	-	-	5	-	1	-
	2 医療過誤を疑うもの	4	2	-	1	-	1	-	-	-
	3 転院・退院	9	5	-	-	-	4	-	-	-
	4 医療関連法規制	4	3	-	-	-	-	-	-	1
	5 その他	3	2	-	-	-	1	-	-	-
2 コミュニケーショ ンに関する事	1 説明等に関するもの	18	11	3	-	-	4	-	-	-
	2 基本的マナーに関する事	2	1	-	-	-	1	-	-	-
	3 その他	5	3	1	-	-	1	-	-	-
3 医療機関等の 施設	1 衛生環境	1	-	1	-	-	-	-	-	-
	2 その他	20	13	1	-	-	5	-	1	-
4 医療情報等の 取扱	1 カルテの開示	4	3	-	-	-	1	-	-	-
	2 セカンドオピニオン	1	-	-	-	-	-	-	-	1
	3 広告	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4 個人情報・プライバシー	3	1	-	-	-	2	-	-	-
	5 診断書等の文章に関する事	3	1	-	-	-	1	1	-	-
	6 その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5 医療機関等の紹介・案内		61	37	2	-	-	13	2	7	-
6 医療費 (診療報酬等)	1 診療報酬等	15	8	3	-	-	3	1	-	-
	2 自費診療に関する事	6	2	4	-	-	-	-	-	-
	3 その他	4	1	-	-	-	3	-	-	-
7 医療知識等を 問うもの	1 健康や病気に関する事	11	9	-	-	-	1	-	-	1
	2 薬品に関する事	5	1	1	-	-	-	-	2	1
	3 制度について尋ねるもの	6	-	-	-	-	1	4	1	-
	4 その他	1	-	-	-	-	-	-	-	1
8 そ の 他	1 主訴不明	11	2	-	-	-	1	1	1	6
	2 気持ちの受止め	10	2	-	1	-	1	5	1	-
	3 その他分類不能	-	-	-	-	-	-	-	-	-

4 災害医療の確保

大震災などの発生に備えて、日頃から災害時における医療救護体制の整備を進めている。

地区医師会等との協定締結、医療救護班の編成、避難所総合訓練における医療救護活動訓練の実施、災害医療運営連絡会の設置、トリアージ研修会の開催、災害用医療資器材や医薬品の備蓄等を行い、災害発生時に、より円滑に医療救護活動を行うことができるよう、体制整備に努めている。

医療資器材の備蓄場所	区内 32 箇所の備蓄倉庫（文京総合福祉センター等）
医薬品の備蓄場所	避難所医療救護所の備蓄倉庫（33 箇所）

5 地域医療連携推進協議会

平成 21 年度から、区民に切れ目のない適切な医療を確保するため、区内医療機関の役割分担を明確にし、かかりつけ医・歯科医・薬局（薬剤師）の定着、高齢者の病院からの円滑な退院や在宅医療の推進等、地域医療の連携を強化することを目的として、区内 2 医師会・2 歯科医師会・1 薬剤師会と区内の 4 大学病院・都立病院及び保健所等による地域医療連携推進協議会を開催し、検討を行っている。

協議会では、各分野における課題の整理や協議・検討をするため、下部組織として、小児初期救急医療検討部会、高齢者・障害者口腔保健医療検討部会、在宅医療検討部会を設置している。

平成 29 年度には、区内の急性期病院へ入院した区民の退院後における自宅等での生活不安を解消し、在宅療養生活へ移行する際の一助とするため、「知って安心『退院までの準備ガイドブック』」を作成した。

平成 30 年度には、区民や介護サービス事業者等の医療機関選択の利便性向上を図るため、インターネット上で医療機関情報の検索を可能とする「医療機関情報検索システム」を構築した。

令和元年度には、都立大塚病院内に平日準夜間小児初期救急診療所を豊島区と共同で開設し、小児医療体制のさらなる充実を図った。

令和 2 年度には、主に書面による協議を行い、区内の医療連携推進に向けた検討を行った。また「休日診療時における二次救急患者の受け入れ」について、各二次医療機関の体制をまとめ、区内医師会・医療機関へ周知した。

令和 3 年度には、コロナ渦における各医療機関等の対応状況について情報共有を行い、今後の地域医療連携の在り方について議論した。また、「子どもの救急・急病ガイドブック」を改訂し、区立施設や医療機関にて配布を行った。

第2 医事衛生

病院、診療所、歯科診療所、助産所その他の医療施設の開設、廃止等届出の受理及び許可事務、並びにこれらの施設の監視指導を行っている。さらに医師、歯科医師、その他医療従事者に関する免許事務を取り扱っている。

1 医療施設届出件数

		施設数	新規開設件数	廃止件数	変更件数等
平成29年度		980	109	78	260
平成30年度		985	75	70	220
令和元年度		1,012	100	73	261
令和2年度		1,027	95	77	214
令和3年度		1,055	116	91	228
内 訳	診療所	303	25	13	98
	有床	-	-	-	-
	無床	303	25	13	98
	歯科診療所	258	12	8	88
	有床	-	-	-	-
	無床	258	12	8	88
	助産所	18	3	1	-
	有床	1	-	-	-
	無床	17	3	1	-
	施術所	279	64	65	36
	出張施術	161	8	3	-
	歯科技工所	30	3	-	3
衛生検査所	6	1	1	3	

2 医療施設監視指導件数

	総 数	診療所		歯科診療所		助産所		施術所	出張 施術	歯科 技工所	衛生 検査所			
		有 床	無 床	有 床	無 床	有 床	無 床							
平成29年度	212	81	-	81	58	-	58	1	-	1	67	1	2	2
平成30年度	125	40	-	40	47	-	47	1	-	1	32	-	2	3
令和元年度	171	72	-	72	43	-	43	-	-	-	49	-	3	4
令和2年度	128	49	-	49	19	-	19	-	-	-	54	-	2	4
令和3年度	184	76	-	76	75	-	75	1	-	1	26	-	3	3

3 病院監視指導件数及び經由事務件数

	病院施設数	救急指定数	救急医療監視件数	放射線監視(同行)件数	經由事務件数
平成 29 年度	10	8	2	5	172
平成 30 年度	10	7	1	1	123
令和元年度	10	7	4	-	133
令和 2 年度	10	7	2	-	132
令和 3 年度	9	7	1	-	153

4 医療従事者免許申請取扱件数

	総数	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	臨床検査技師	診療放射線技師	理学療法士	作業療法士	視能訓練士	死体解剖	受胎調節
平成 29 年度	1,521	244	92	123	295	46	664	9	18	5	9	5	5	4	2
平成 30 年度	1,515	267	53	121	295	34	685	6	17	3	10	7	7	8	2
令和元年度	2,040	356	100	101	407	48	943	9	23	7	18	10	5	9	4
令和 2 年度	1,777	340	87	102	341	42	802	12	22	6	9	1	5	5	3
令和 3 年度	1,735	283	91	91	306	73	823	8	19	7	13	7	5	6	3

5 医師・歯科医師・薬剤師等年末届受理件数

	総数	医師	歯科医師	薬剤師	看護師等	歯科衛生士	歯科技工士
平成 28 年 12 月末日現在	14,255	4,833	1,080	1,867	6,020	302	153
平成 30 年 12 月末日現在	14,406	4,806	1,031	1,994	6,395	114	66
令和 2 年 12 月末日現在	15,388	5,047	971	2,021	6,826	348	175

(注) 隔年集計

第3 薬事衛生

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）に基づく医薬品販売業の一部に対する許可事務・監視指導を平成9年4月1日から行っている。

また、平成12年4月1日からは、毒物及び劇物取締法に基づき毒物劇物販売業の登録事務・監視指導と、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき対象家庭用品の調査指導を行っている。

さらに、平成17年4月1日からは、医薬品医療機器等法に基づく薬局、薬種商販売業、麻薬及び向精神薬取締法に基づく薬局関連の許可事務・監視指導と、医薬品医療機器等法に基づく管理医療機器販売業・貸与業、毒物及び劇物取締法に基づく業務上取扱者の届出の受理事務・監視指導を行っている。医薬品医療機器等法等に基づく広告規制のほか東京都が定める薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例に基づき、医薬品等の広告の監視指導も行っている。

なお、医薬品医療機器等法改正により平成21年6月1日から店舗販売業の業態が追加され、平成24年5月31日を以って医薬品一般販売業、薬種商販売業（旧薬種商販売業を除く）及び特例販売業（歯科・ガス性）の業態が廃止された。

平成27年4月1日からは、医薬品医療機器等法に基づく高度管理医療機器等販売業・貸与業の事務が東京都から移管されたことに伴い、許可事務・監視指導を行っている。

1 薬事衛生関係施設数及び監視指導件数

	施設数	許可・登録・届出件数		廃止件数	変更届等	監視指導		
		新規	更新					
平成29年度	4,352	118	337	274	1,525	1,372		
平成30年度	3,223	108	219	169	1,462	1,124		
令和元年度	3,212	174	174	174	1,511	1,001		
令和2年度	3,173	141	157	169	1,394	996		
令和3年度	3,045	189	195	310	1,530	1,223		
医薬品	薬局	154	18	23	10	554	128	
	薬局医薬品製造販売業	10	1	2	1	-	7	
	薬局医薬品製造業	10	1	2	1	-	7	
	麻薬小売業者	126	16	15	8	258	103	
	向精神薬取扱者	154	18	23	10	-	128	
	覚醒剤原料取扱者	154	18	23	10	21	128	
	店舗販売業	49	2	9	2	151	28	
	薬種商販売業	-	-	-	-	-	-	
高度管理医療機器等	販売業	573	41	37	37	261	166	
	貸与業	524	38	30	34	230	144	
管理医療機器	販売業	678	20	-	147	21	205	
	貸与業	248	10	-	32	5	107	
毒物劇物	一般販売業	225	6	31	18	29	63	
	農薬用品目販売業	1	-	-	-	-	1	
	特定品目販売業	2	-	-	-	-	1	
	業務上取扱者	電気めっき業	4	-	-	-	-	4
		その他把握	133	-	-	-	-	-
家庭用品取扱業						3		

2 医薬品・医療機器等一斉監視指導

医薬品医療機器等法に基づき、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器等の品質、有効性及び安全性を確保することを目的として、薬局、医薬品販売業者及び医療機器販売業者等に対して一斉立入検査を行うとともに、医薬品等を収去して試験検査を実施している。

(1) 医薬品等一斉監視指導

	監指件数	適	不適
平成 29 年度	75	68	7
平成 30 年度	76	66	10
令和元年度	65	58	7
令和 2 年度	77	75	2
令和 3 年度	87	82	5
薬 局	73	70	3
店 舗 販 売 業	14	12	2
薬 種 商 販 売 業	-	-	-

(不適理由) 管理帳簿の未整備、掲示物の内容及び設置場所が不適切等

(2) 医薬品等収去検査結果

	検体件数	適	不適	検査項目数
平成 29 年度	5	5	-	49
平成 30 年度	5	5	-	27
令和元年度	5	5	-	69
令和 2 年度	5	5	-	62
令和 3 年度	5	5	-	48
医 薬 品	3	3	-	32
医 薬 部 外 品	1	1	-	4
化 粧 品	1	1	-	12
医 療 機 器	-	-	-	-

依頼検査機関：東京都健康安全研究センター

(3) 医療機器等一斉監視指導

	監指件数	適	不適
平成 29 年度	155	145	10
平成 30 年度	149	141	8
令和元年度	112	109	7
令和 2 年度	74	72	2
令和 3 年度	82	78	4

(不適理由) 販売管理体制の不備、管理帳簿の未整備、変更届の未提出等

3 薬事講習会

薬局及び医薬品販売業施設を対象に施設管理の徹底及び薬事衛生の知識の普及を図るために、薬事講習会を平成 9 年度から毎年実施している。

令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症蔓延の影響で、集合形式の講習会は見合わせられ、文京区、新宿区、北区、中野区、杉並区、豊島区、板橋区、練馬区の 8 区合同で薬局及び店舗販売業向けのテキストを作成し、該当する 201 施設に送付した。

4 毒物及び劇物一斉監視指導

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物及び劇物による保健衛生上の危害防止を目的として、無機シアン化合物やトルエン等を取扱う毒物劇物販売業者及び電気めっき業者等に対して一斉立

入検査を実施し、毒物及び劇物の適正な保管管理、譲渡手続き等の重点監視指導を行っている。
 なお、電気めっき業施設のシアン排水検査も行っている。

(1) 毒物劇物販売業一斉監視指導

	監視件数	適	不適
平成 29 年度	37	35	2
平成 30 年度	24	22	2
令和元年度	17	16	1
令和 2 年度	9	8	1
令和 3 年度	11	10	1
無機シアン化合物・トルエン一斉	5	4	1
農 薬 一 斉	6	6	-

(不適理由) 譲渡手の不備

(2) 電気めっき業一斉監視指導

	監視件数	適	不適
平成 29 年度	4	4	-
平成 30 年度	4	4	-
令和元年度	4	4	-
令和 2 年度	4	4	-
令和 3 年度	4	4	-

シアン排水検査件数	適	不適
2	2	-
2	2	-
2	2	-
2	2	-
2	2	-

5 有害物質を含有する家庭用品の試買調査

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、日常生活で使用する家庭用品に含まれる有害物質によって健康被害が発生することを防止する目的で、規制対象家庭用品の販売店に対し指導を行うとともに、規制対象家庭用品を試買して試験検査を行っている。

			検査件数	適	不適
平成 29 年度			47	47	-
平成 30 年度			50	45	5
令和元年度			47	47	-
令和 2 年度			47	47	-
令和 3 年度			29	29	-
検査項目	用途	検査対象品目			
ホルムアルデヒド	樹脂加工剤	繊維製品(衣類・下着等)	20	20	-
塩化水素・硫酸	酸性洗浄剤	住宅用洗浄剤 家庭用洗浄剤	-	-	-
水酸化ナトリウム・ 水酸化カリウム	アルカリ性洗浄剤		-	-	-
家庭用洗浄剤容器試験	酸性・アルカリ性洗浄剤容器		-	-	-
ディルドリン	防虫加工剤	繊維製品(寝衣・寝具等)	3	3	-
T・D・B・P・P	防炎加工剤		3	3	-
B・D・B・P・P化合物			3	3	-

依頼検査機関：保健サービスセンター本郷支所、一般社団法人東京都食品衛生協会東京食品技術研究所